

医療

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

今年度から小学校へ入学するお子さんのいる家庭に、入学後に使用できる子ども医療費受給者証を3月中に送付しました。

（小学校入学前のお子さんは、現在の子どもの医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

まだ、受給者証が手元に届いてない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

なお、障害者医療費または母子家庭等医療費を受給している方、生活保護を受給している方は、対象になりません。

また、有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎5211111（内線227・217）

未熟児養育医療 申請窓口の変更

出生時の体重が2,000g以下であったり、医療が必要な症状がみられたりする場合など、医師が入院養育を必要と認めたお子さんに対して、入院中の医療費を公費で負担します。（申請にあたり、医師意見書が必要です。）

これまでの申請窓口は衣浦東部保健所でしたが、4月からは、市民窓口グループで受け付けています。

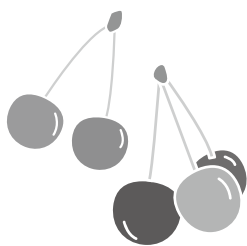
制度を利用するためには、お子さんの入院中に申請する必要がありますので、速やかに手続きをお願いします。

お子さんの健康保険証ができる前でも、まずは相談してください。

申請・問合せ先

市民窓口グループ

☎5211111（内線227・217）



愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所 利用助成事業

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。
※平成26年3月31日（月）まで、全保養所合わせて4泊まで利用できます。

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	☎0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	☎0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	☎0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	☎0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	☎0565-62-0100

利用方法 申込時に協定保養所

へ愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金に対して、1,000円を助成します。

問合せ先

県後期高齢者医療広域連合給付課

☎05219551205

相談

人権擁護委員の日 特設人権相談所

人権擁護委員法が施行された6月1日は「人権擁護委員の日」と定められています。

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」の啓発活動として、人権に関する特設相談所を開設します。

とき 6月2日（日） 午前10時～午後4時

ところ 名鉄百貨店本館10階

友の会文化教室第1A教室

※予約不要。

相談料 無料

問合せ先

名古屋法務局人権擁護部

☎052195528111

司法書士会による 無料登記相談会

とき 6月1日（土） 午前9時～11時

ところ 市役所1階相談室

内容 土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記の相談。

申込方法 相談希望の方は、5月31日（金）までにかかわらず電話で予約をしてください。

※予約のない方は、受けられませんが、受けたい方は、受けられませんか。

予約先

愛知県司法書士会西三河支部
所属予約担当

司法書士 海藤洋文事務所

☎520150

